

工事に伴う境界標及び公共基準点等に関する特記仕様書

請負人は、下記の項目について遵守すること。

(境界標)

1 境界標に近接して工事を行う場合は、不用意に境界標を移動、破損、滅失することのないように、あらかじめ道水路等境界調査図及び道路台帳図面等により境界標の位置を確認すること。

また、道水路等境界調査図及び道路台帳図面等と不整合な箇所については、直ちに監督員に報告し指示を受けること。

なお、「土木工事共通仕様書」の規定により、測量標・境界標の確認は「測量標・境界標確認報告書」、境界標の復元は「境界標復元報告書」をもって行うこと。

2 境界標の設置は、「道水路等境界調査測量委託仕様書」の「境界石標埋設基準」、「鑄物杭埋設基準」及び「プレート埋設基準」によるものとする。原則として境界標（プレート、鉛を除く）の支給は行わない。

（注）受託者は請負人、係員は監督員と読み替える。

3 構造物を道路境界線に沿って施工する場合は、必ず道路区域（境界標）を確認し、監督員の立会い若しくは確認を受けてから施工すること。

4 民地ごとの境界標（民民境界標）についても既存の位置が判断可能な図面及び写真等にて記録すること。

5 本市道路境界標（道路区域と想定される用地境界杭（官民境界杭））は道路構造物標準図集による。

6 測量標等を復元する場合は、「測量標等特記仕様書」を参考に監督員の確認を得て設置する。

7 本特記仕様書に記載された項目以外は、「横浜市土木工事共通仕様書」の「工事測量」による。

(公共基準点)

1 公共基準点の付近で工事を行う場合は、あらかじめ公共基準点網図により工事の影響範囲内に設置されている公共基準点の有無を調査すること。

工事の影響範囲は、掘削を伴う場合は掘削底面から45度線の範囲とし、道路横断方向は道路幅とする。また監督員の指示があった場合は、その範囲とする。

2 公共基準点の有無について調査完了後は、直ちに工事打合せ簿により監督員に報告し指示を受けること。

工事打合せ簿には、公共基準点の種類（一次本点、一次補点、二次本点、二次節点）を記載するとともに、公共基準点網図に工事個所を示した図面及び写真を添付すること。

3 公共基準点の付近で工事がしゅん工した場合は、その公共基準点の異常の有無を監督員に報告すること。

4 本特記仕様書に記載された項目以外は、「横浜市土木工事共通仕様書」の工事測量、「横浜市公共基準点管理保全要綱」および「横浜市公共基準点管理保全要綱の手続きの手引き」による。